

平成 23 年 5 月 24 日

行政評価局調査の実施

＜自殺予防対策に関する行政評価・監視＞

＜国等から補助・委託等を受けている公益法人（指定法人等）に関する調査＞

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」を策定し、これに基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、平成 23 年 5 月から実施する上記 2 テーマの計画について公表します。

連絡先

＜行政評価局調査全般について＞

行政評価局総務課

高橋評価監視企画官

電話（直通）：03-5253-5407

＜「自殺予防対策に関する行政評価・監視」について＞

行政評価局規制改革等担当評価監視官室

安原評価監視官、古澤調査官

電話（直通）：03-5253-5440、5441

＜「国等から補助・委託等を受けている公益法人（指定法人等）に関する調査」について＞

行政評価局財務、経済産業等担当評価監視官室

橋本評価監視官、勝山調査官

電話（直通）：03-5253-5433、5434

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

自殺予防対策に関する行政評価・監視

調査の背景

- 我が国における年間自殺者数は、平成10年に3万人に達し、厚生労働省は、「21世紀における国民健康づくり(健康日本21)」を定め、22年の自殺者数を2万2,000人以下とする目標を定めるとともに、各種施策を実施
- その後、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づく「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)において、平成28年までに、17年の自殺死亡率(25.5)を20%以上減少させるとの目標が設定され、自殺予防に関する総合的な対策を推進

※ 「自殺総合対策大綱」は、策定後おおむね5年を目途に見直しを予定(平成24年春目途)



- しかしながら、我が国における年間自殺者数は平成10年以降13年連続して3万人を超える状況(22年は3万1,690人:警察庁公表)
- 我が国の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は、主要国の中では高い水準(平成19年は24.4:2009年WHO調べ)



- この行政評価・監視は、自殺予防対策に係る関係行政機関の推進体制、自殺の実態等の把握状況、自殺予防対策に係る施策の実施状況を調査し「自殺総合対策大綱」の見直しなど関係施策の推進に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 自殺予防対策に係る関係行政機関の推進体制

自殺予防対策を推進するための推進体制等を調査

2 自殺の実態等の把握状況

地域ごとの実情、自殺の実態等の把握状況を調査

3 自殺予防対策に係る施策の実施状況

自殺予防対策に係る施策の実施状況、効果の把握、分析、活用状況等を調査

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

関連調査対象機関

都道府県、市町村、独立行政法人、民間団体等、有識者等

国等から補助・委託等を受けている公益法人(指定法人等)に関する調査

調査の背景

- 「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月閣議決定)等において、行政からの支出又は権限の付与により実施している公益法人の事務・事業について、徹底的な見直しを行うこととされているところ
- 東日本大震災の復興支援等の円滑な実施及び財源の確保という点からも、引き続き、行政刷新の取組により、財政健全化を着実に進めることが重要



- 国等から補助金、委託費等の交付、契約等による支出、事務・事業の権限付与等を受けている公益法人を対象に、支出等における競争性、透明性、効率性等の観点から、調査を実施

主要調査項目と調査の視点

1 国等から補助金等を受けている公益法人における補助金等の執行状況

国等から公益法人に対して支出されている補助金、委託費等の状況(交付額、委託金額等)について調査

2 国等と公益法人の契約の締結状況等

国等と公益法人の契約等の状況(契約内容、契約額、契約方式等)について調査

3 その他

事務・事業の権限付与等の状況について調査

主要調査対象

調査対象機関

全府省

関連調査対象機関

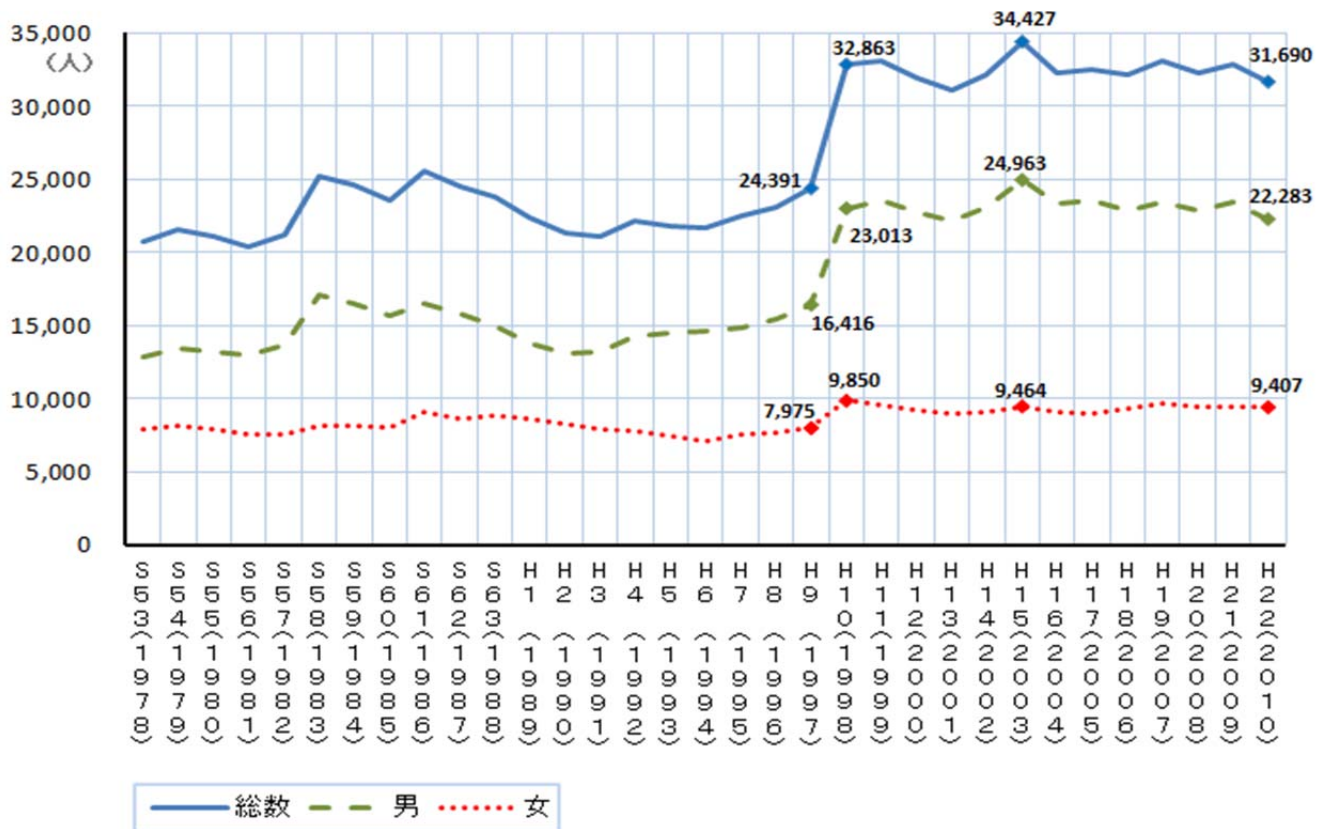
公益法人、独立行政法人等

参 考 資 料

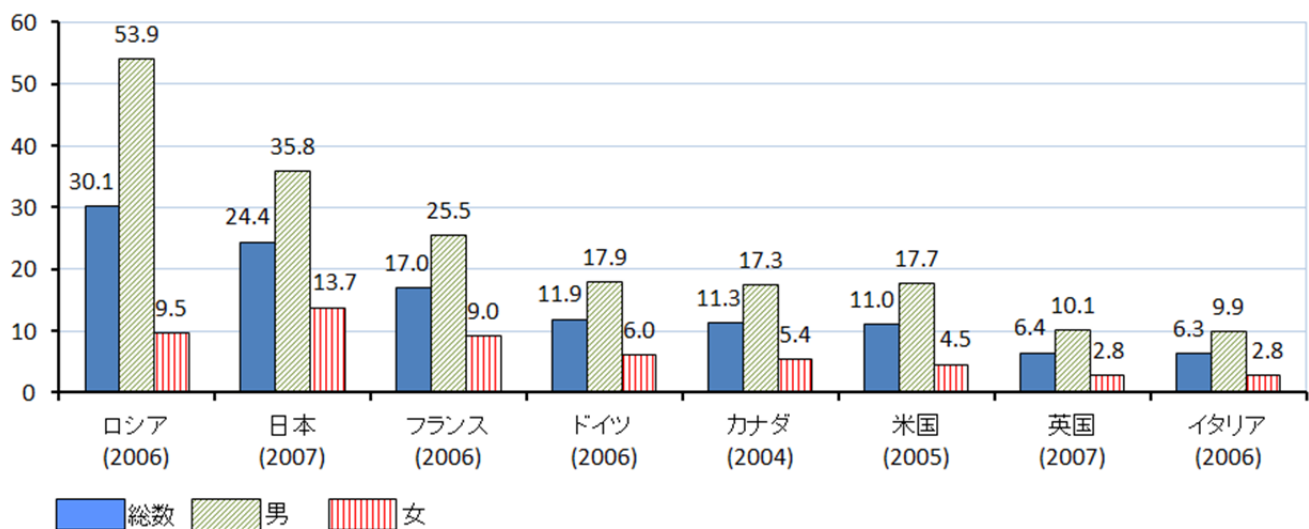
(頁)

- 1 自殺予防対策に関する行政評価・監視 1
- 2 国等から補助・委託等を受けている公益法人（指定法人等）に関する調査 4

自殺者数の推移（昭和 53 年～平成 22 年）



主要国の自殺死亡率



※ 自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数

(注) 内閣府「平成 22 年版 自殺対策白書」(自殺者数の推移(自殺統計)及び主要国の自殺死亡率)等に基づく。

自殺対策基本法案の概要

○本法の目的

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること

○内容の概要

1 自殺対策の基本理念

- ① 自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならないこと。
- ② 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならないこと。
- ③ 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならないこと。
- ④ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならないこと。

2 国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務

3 政府による自殺対策大綱の策定と、国会への年次報告

4 国・地方公共団体の基本的施策

- ① 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供の実施並びにそれらに必要な体制の整備
- ② 教育活動、広報活動等を通じた自殺の防止等に関する国民の理解の増進
- ③ 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- ④ 職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備
- ⑤ 自殺の防止に関する医療提供体制の整備
- ⑥ 自殺する危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための体制の整備
- ⑦ 自殺未遂者に対する支援
- ⑧ 自殺者の親族等に対する支援
- ⑨ 民間団体が行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

5 内閣府に、関係閣僚をメンバーとする自殺総合対策会議を設置

自殺総合対策大綱(平成19年6月閣議決定)の概要

現状と基本認識

(現状)

- 平成10年に自殺者数が3万人を超え、以降、高い水準で推移
欧米の先進諸国と比較しても高い水準
- 世代別の自殺の現状
 - ・将来ある子どもの自殺や20代、30代のインターネット自殺が問題化
 - ・心理的、社会的負担の大きい中高年男性が自殺者急増の主要因
 - ・高齢者は、健康問題に加え、介護、看病疲れも課題

(基本認識)

◇自殺は追い込まれた末の死

- ・多くの自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して、**心理的に追い込まれた末の死**
- ・自殺者の多くは、自殺の直前にうつ病等の精神疾患に罹患

◇自殺は防ぐことができる

- ・制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という**社会的な取組とうつ病等の精神疾患に対する適切な治療**により予防が可能

◇自殺を考えている人はサインを発している

- ・**家族や同僚の気づきを自殺予防につなげていくことが課題**

基本的考え方

○社会的要因も踏まえ総合的に取り組む

- ・働き方の見直しや再チャレンジが可能な社会の構築、失業、多重債務等の相談支援体制の整備
- ・うつ病の早期発見、早期治療
- ・命の大切さの理解を深めるとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組
- ・マスメディアの自主的な取組への期待

○国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む

○自殺の事前予防、危機対応に加え、未遂者や遺族等への事後対応に取り組む

○関係者が連携して包括的に支える

○実態解明を進める

当面、これまでの知見に基づき施策を展開

○中長期的視点に立って、継続的に進める

当面の重点施策

- 自殺の実態を明らかにする
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 心の健康づくりを進める
- 適切な精神科医療を受けられるようにする
- 社会的な取組で自殺を防ぐ
- 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
- 遺された人の苦痛を和らげる
- 民間団体との連携を強化する

自殺対策の数値目標

- 平成28年までに、自殺率を20%以上減少
- なお、一人でも多くの自殺を考えている人を救うため、早期の目標達成に努力
- 目標達成の場合、見直し期間にかかわらず数値目標を見直す

推進体制等

- 国、地方それぞれに関係行政機関、民間団体等相互の緊密な連携・協力
- 評価見直しへの民間有識者の関与
- 5年後を目途に見直し

政府関連公益法人の徹底的な見直しについて

平成21年12月25日
閣議決定

国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人（以下「政府関連公益法人」という。）について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、徹底的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

(1) 公益法人（注）と行政（国又は独立行政法人をいう。以下同じ。）の関係に関する従来の見直しは十分なものとはいえず、政府関連公益法人と行政の関係に対する国民の視線には厳しいものがある。

（注）特例民法法人、新制度の公益法人、特例民法法人から一般法人に移行した法人で国が所管するものをいう。以下同じ。

(2) このため、行政からの支出又は権限の付与（注）により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかという批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直しを行う。

（注）行政以外の公的主体・関係団体等からの支出又は権限の付与のうち、行政が関与するものを含む。以下同じ。

(3) 見直しの結果、政府関連公益法人に実施させている事務・事業に関し、廃止、縮小、実施主体の変更等を行うべきものについては、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止、補助金等により造成された基金の返納等必要な措置を速やかに講じる。

(4) 支出又は権限の付与を継続する場合には、継続の理由を公表し国家公務員出身者の採用の透明化等を行うなど、政府関連公益法人への行政の関与の在り方について国民が納得しうるような条件を整備する。

(5) 見直しの過程において、主務大臣等（注）は、国民に対する説明責任を果たすとともに、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該支出又は権限の付与の廃止等の措置を講じる。

（注）公益法人への支出又は権限の付与を行う大臣又は独立行政法人の長をいう。以下同じ。

(6) 公益法人は民間法人であり、強制的に公益法人を廃止することは困難であるが、政府関連公益法人に実施させている事務・事業の見直しの結果、法人として存続できず解散に至る政府関連公益法人が出てくることは想定しうる。

2. 見直しの視点

政府関連公益法人に対する行政からの支出又は権限の付与に関して、以下の視点で見直しを行う。

(1) 行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し

今回の「事業仕分け」の成果も踏まえつつ、必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、次のような視点に立って徹底的な見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠であり、かつ、早期に実施すべきものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間企業等の参入を阻害しているものなどについては、民間企業等において実施できないか。
- ③ 事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地方公共団体で類似の事業を行っているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 政府関連公益法人が契約の相手方となる随意契約は、真に合理的なものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑤ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を行っている他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑥ 行政が直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で国の行政機関等が事務・事業を実施することができないか。
- ⑦ 事務・事業の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができないか。

(2) 業務運営に対する主務大臣等の指導監督等の強化

上記の見直しと併行して、行政からの支出又は権限の付与を受けて事務・事業を実施する政府関連公益法人の業務運営に対し主務大臣等による適正な指導等が行われてきているかどうか等について、次のような視点に立って検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映する。

- ① 事務・事業の内容、実施方法、規模、体制等は適切か。
- ② 保有資産等の経営資源が事務・事業の目的・内容に照らして過大なものとなっていないか。
- ③ 行政との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ④ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているか。また、国民の評価・検証に資するとともに理解を確保するための情報提供が徹底されているか。